#### (書式4-1)

### 物損のみの場合の交通事故の示談書

# 示 談 書

○○○○(以下「甲」という)と△△△(以下「乙」という)とは、後記交通事故(以下「本件事故」という)により、乙が受けた物損被害につき、以下のとおり示談する。

- 第1条 甲は乙に対して、乙所有の普通乗用自動車(神戸〇〇の〇〇〇〇)の修理費用として、金〇〇〇円の支払義務のあることを認め、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、乙名義の銀行口座(〇〇銀行〇〇支店普通預金、口座番号〇〇〇〇)に振込送金して支払う。
- 第2条 甲及び乙は、本件事故で乙が受けた物損被害については、前条記載の 金員の支払によって全て解決したこと及び乙には本示談書に記載したもの 以外には、本件事故による損害が発生していないことを確認する。
- 第3条 甲及び乙は、本示談書に記載したもの以外、甲乙間に何ら債権債務のないことを相互に確認する。

# 交通事故の表示

日 時 平成○○年○○月○○日午後○○時頃

場所○○市○○町○○番地先国道○○号線上

態様 甲運転の普通乗用自動車(神戸○○り○○○)が乙運転 の前記普通乗用自動車に追突 この示談成立の証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を所持する。

平成○○年○○月○○日

住 所



### 解説

## (物損のみの場合の交通事故の示談書)

物損事故の示談書で、重要な記載は、事故及び被害の特定、加害者が被害者に対し、紛争解決のために支払う示談金の額、支払日時及びその支払以外に金員の支払が予定されているのかどうかである。

示談書に記載した支払以外は予定していない場合に、それを明確にするの が第3条である。

